⑺　施工実績（同種工事）　単体又は共同企業体（代表者及び構成員を含む。）の施工実績は、平成11年度から平成25年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、推進工法による管水路工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

ただし、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

なお、共同企業体において配置すべき技術者は、構成員のうちの１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

①　上記２の⑺の施工実績経験を有するものであること。ただし、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

②　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定められている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（技術資料提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑤　候補技術者を複数とする場合は、全ての配置予定技術者が上記の①から④の条件を満たしていること。

⑥　配置予定監理技術者等の専任期間　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

上記届出の義務を履行しているか確認するため、入札参加希望者は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを提出すること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制

ア　品質確保の実効性

イ　施工体制確保の確実性

②　技術提案

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点（技術提案における評価の最高点40点＋ヒアリングにおける評価の最高点10点）とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、技術提案について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。また、技術提案等をもとにヒアリングを行い、ヒアリングによる評価において最高点10点を与え、合わせて最高点50点を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる処置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ　技術提案及び施工計画が、発注者の予定している要求要件（標準案）を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案書等に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により、技術提案等の内容を遵守できない場合には、以下の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

①　工事成績評定点の減点処置

②　違約金の徴収

また、受注者の責により技術提案等の内容が不履行となったことが確認された場合又は、不履行が疑われる場合は、事実関係、理由等についてヒアリング等を行う。ヒアリング等の結果によっては、契約違反、不正又は不誠実な行為等により指名停止等の措置を講ずる場合がある。

⑸　ヒアリング　技術提案等については、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による。）

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。